

切財告示第3号

一般競争入札公告

切田財産区の立木売払いについて、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和5年6月26日

切田財産区管理者

十和田市長 小山田 久

1 入札に付する物件

物品番号	種別	伐採方法	樹種	本数	材積
第1号	立木	皆伐	スギ	1,380本	838.85 m ³
			アカマツ	36本	13.15 m ³
			広葉樹	1,490本	292.74 m ³
			合計	2,906本	1,144.74 m ³

2 入札参加資格

次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。
- (2) 入札参加申請書を期日までに提出していない者。
- (3) 市税等を滞納している者。
- (4) 十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第7条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (5) 法人にあつては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団密接関係者である法人または団体
- (6) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する市職員

3 契約条項を示す場所等

入札説明書は、十和田市役所管財課で交付するほか、市ホームページへ掲載する。

4 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施する。参加を希望する場合は、事前に管財課管財係にFax（現地説明会申込書）または電話で申し込みをすること。

- (1) 日時 令和5年7月3日（月）午前9時30分
- (2) 場所 切田経済センター（十和田市大字切田字平林184）前集合
その後、現地へ移動
- (3) 連絡先 「10 問合せ先」のとおりに

5 入札参加の申込手続き等

入札に参加する者は、物件ごとに次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請の受付期間及び場所

①受付期間 令和5年7月6日(木)から令和5年7月11日(火)まで
(土、日除く)

②受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

③受付場所 十和田市役所本館2階 管財課 管財係

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格がない者には、令和5年7月14日(金)午後5時までに電話で連絡する。電話連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

(3) 入札の開札日時及び場所

①日時 令和5年7月19日(水)午前10時

②場所 十和田市役所本館 2階会議室

(4) 質問の方法

入札に関して質問がある場合は、FAXにて提出すること。

①質問期限 令和5年7月5日(水)午後5時まで

②質問提出先 十和田市総務部管財課管財係 FAX番号 0176-25-2049

③質問への回答 令和5年7月10日(月)午後5時までに随時回答する。

6 落札者の決定方法

予定価格以上で、かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじ方式により落札者を決定する。

7 契約及び代金の納入

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 原則として、落札決定の日から7日以内に契約を締結することとし、代金は、令和5年8月31日(木)までに納入するものとする。

8 物品の搬出期限

令和9年3月31日まで

9 その他

入札に関する詳細事項については、入札説明書で確認すること。

10 問合せ先

十和田市総務部管財課管財係 電話 0176-51-6707 FAX0176-25-2049